

くらしの安心
&
家賃の保証

株式会社 あんど

住宅確保要配慮者の住まいと安心をサポートし
福祉関係者や不動産管理会社も含めた支え合いの輪を築き
やさしい地域づくりに貢献する会社です



Support your life

株式会社あんど 許認可・指定・所属等一覧

◆宅地建物取引業 千葉県知事(1)第17198号	◆障害者総合支援に基づく一般相談支援事業 (船橋市指定番号 第1232800407号)
◆(公社)全日本不動産協会会員	◆住宅確保要配慮者 居住支援法人
◆(公社)不動産保証協会会員	(千葉県指定番号 第0003号)
◆(公財)東日本不動産流通機構会員	
◆(一社)全国住宅産業協会会員	

「居住支援法人」とは？

住宅確保要配慮者居住支援法人（居住支援法人）とは、住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するものです。（住宅セーフティネット法第40条）。

①登録住宅の入居者への家賃債務保証、②住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談、③見守りなど要配慮者への生活支援、④上記①～③に附随する業務、などを行う法人です。

株式会社あんどは、上記のすべての業務を行う法人として、千葉県より指定を受けています。

国土交通省ホームページより

生活サポート付き住宅

- ・詳しくは4ページをご覧ください

居住支援法人

- ・住宅確保要配慮者専用の家賃保証
- ・安否確認 見守りサービス
- ・緊急連絡先の提供
- ・家財整理 家財処分
- ・死後事務受任



権利擁護事業

- ・詳しくは5～6ページをご覧ください。

相談支援事業

- ・計画相談支援
- ・一般相談支援（地域移行・地域定着支援）

研究・研修事業

- ・東京大学教育学部
地域後見推進プロジェクトチームとの
権利擁護等に関する共同研究
- ・市民後見人福祉不動産等に関する各種研修事業
- ・住宅セーフティーネット等居住支援研究



コンサルティング事業

- ・グループホーム等設立運営相談
- ・空き家の福祉的活用相談



損害保険代理店業

- ・損害保険代理店業
- ・新たな保険商品の研究・提案

不動産事業

- ・生活サポート付き住宅等管理及び仲介業
- ・グループホームや福祉施設等仲介業
- ・福祉的特化型サブリース
- ・一般不動産仲介業



レンタル事業

- ・通信機器やその他生活や安全のために必要なものの有料レンタル

株式会社あんどの生活サポート付き住居とは

生活サポート付き住居

株式会社あんどの「生活サポート付き住居」とは、賃貸物件のうち、高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮者の方々への賃貸借契約が可能となっている登録物件を言います。これは、以下の仕組みを通じて、物件オーナーや不動産管理会社、そして入居者様も含めてみんなが＜あんしん＞できる仕組みとなっています。

そして入居希望の方には、その中から住みたい場所を選んでいただきます。

仕組み① 株式会社あんどによる家賃保証

仕組み② 以下の生活サポートによる居住支援の継続



- ALSOK・24時間365日、緊急時駆けつけサービス・相談・火災監視
- カギ、水まわり、ガラスのトラブルサポート
- 入居者の財産や権利、契約のお手伝いをするための委任契約や、任意後見人の紹介や成年後見人制度利用のサポート
- ＜住まい＞に関する相互安心体制づくり
 - *不動産管理会社、物件オーナー、ケアマネージャーや相談支援専門員、福祉サービス事業者・各種ケースワーカーなど
- 孤独死またはその他の場所での死亡・失踪が起きてしまった際の遺品整理費用(限度額あり30万円まで)
- 担当スタッフによる定期的なアポイントメント
- 就労支援および生活再建相談
- 安心サポート
 - *在宅確認サポート・ダイヤル案内サポート/健康・医療相談サポート
 - 電気のトラブル相談サポート/ガス・給湯器のトラブル相談サポート
 - *＜住まい＞に関わる各種業者等への連絡・報告代行

仕組み③ その入居者様を支える居住支援ネットワーク情報の共有システムの構築と、不動産管理業者様等への定期的な報告を通じての、さらなる＜あんしん＞づくり

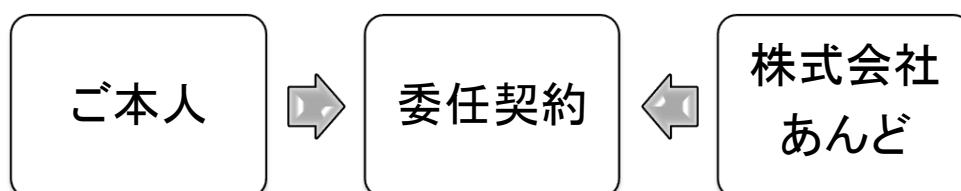
株式会社あんどの 権利擁護事業

委任契約

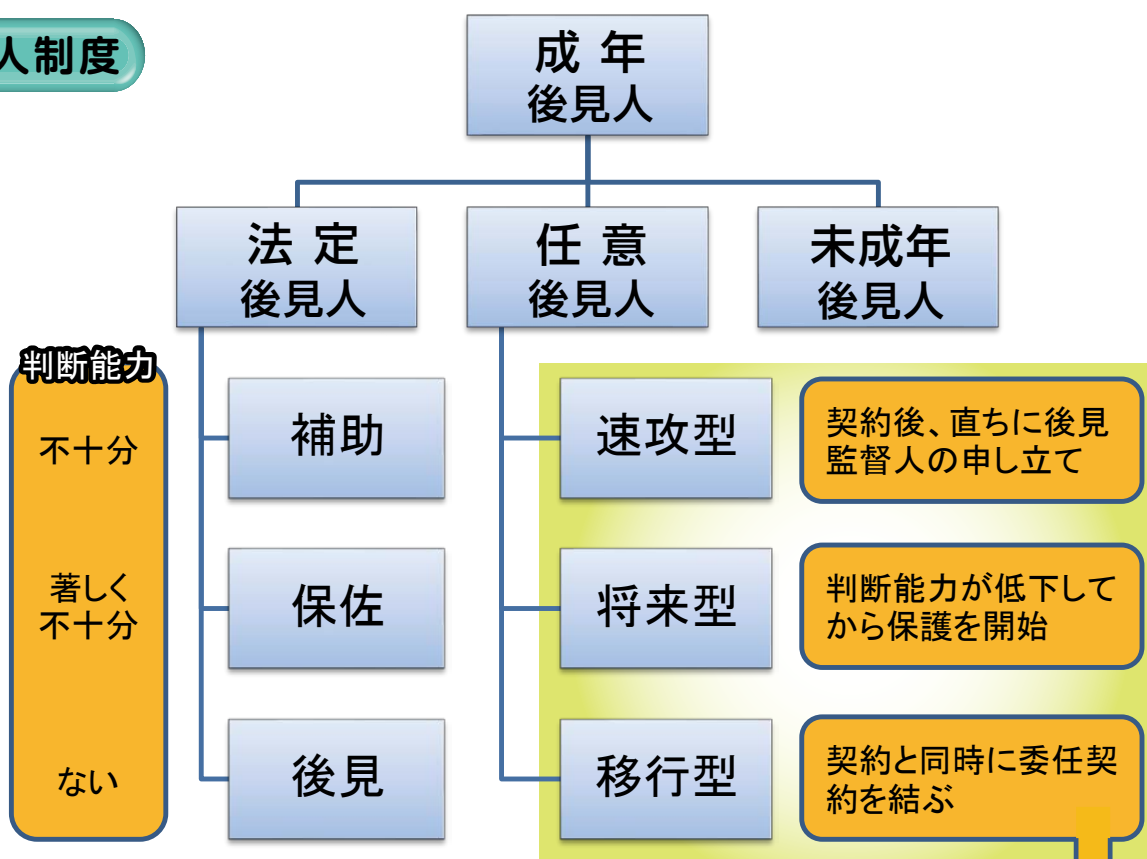
株式会社あんどが、ご本人と委任契約を締結し、金銭管理や、いざという時の死後事務委任や家財整理・家財処分等を行います。

この契約内容は、ご本人の得意不得意に踏まえて、そして将来起こりうるさまざまな生活上のリスクに踏まえて、ご本人およびその支援者の方と当社で項目一つ一つを精査し、契約を結びます。

また必要性に応じて、公証役場を通じて公正証書にします。

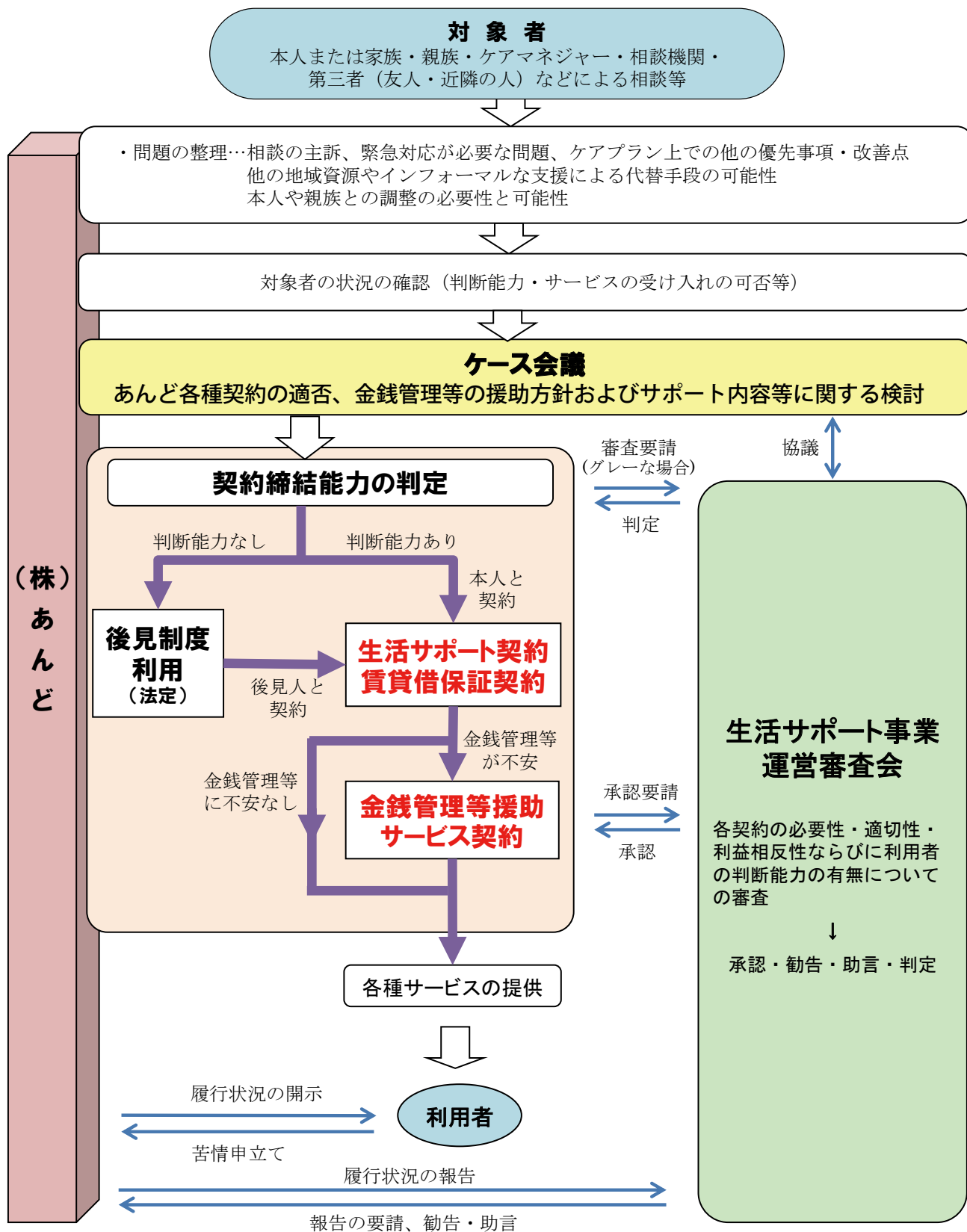


後見人制度



任意後見人（市民後見人）と株式会社あんど（委任契約）で、ご本人の権利擁護およびリスク対応を行います。

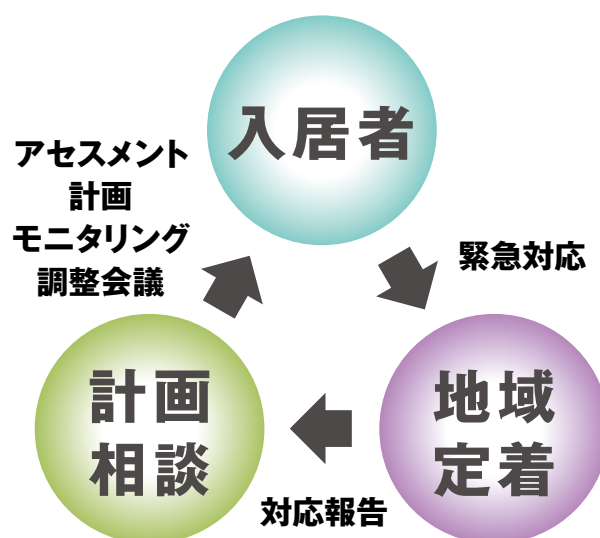
株式会社あんど生活サポート事業における 金銭管理等援助サービスについて



株式会社あんどの 相談支援事業

「計画相談支援」とは、障害福祉サービス利用のための「サービス等利用計画」を作成し、そのサービスを実際に使えるために、サービス提供事業者との連絡調整を行うという支援です。定期的に訪問し、モニタリング（サービス利用状況と不具合等の確認）を行います。

「地域定着支援」とは、単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

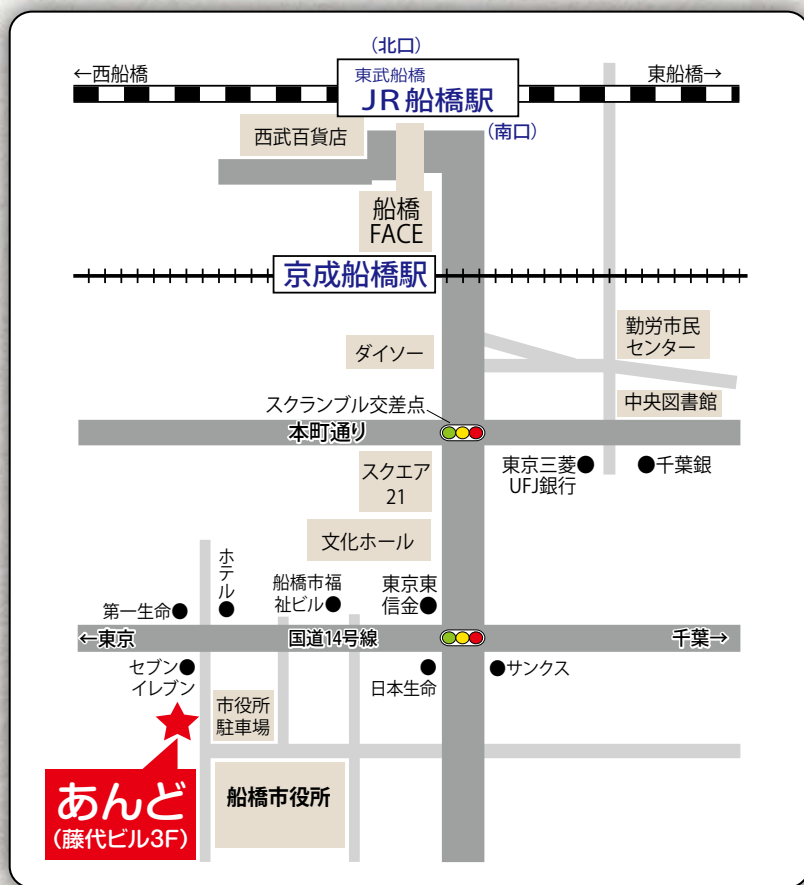


コンサルティング事業／福祉特化型の不動産事業の実際

- ☆空き家をグループホームにするための建築行政や消防局への相談・工事施工・仲介
- ☆空き家や空き施設と福祉サービス事業者のマッチング
- ☆グループホームなど福祉サービスの申請・運営などの全般的なコンサルティング
- ☆空き家を住宅確保要配慮者専用住宅への改装した上での入居希望者とのマッチング

＜株式会社あんど 沿革＞

- 2016年 5月 株式会社山盛（不動産関連業）取締役・西澤希和子と、株式会社ふくしねっと工房（障害福祉サービス業）代表取締役・友野剛行を中心に、障がい者等の入居支援のための合同研究活動開始。
- 2017年 3月 上記研究活動を母体とし、株式会社あんど設立（船橋市湊町）。西澤・友野が共同代表に就任。
- 2017年 7月 株式会社サンセイランディック、株式会社百戦錬磨、株式会社あんどの三者共同事業として船橋市を中心に障がい者・高齢者等の入居支援・居住支援を行うとプレスリリース。
7月10日、船橋市内にて、株式会社あんど主催の合同学習会開催。船橋市松戸徹市長をはじめ、多くのご来賓の中、事例報告などを行う。
- 2017年 8月 宅地建物取引業者免許取得
- 2017年12月 障害者総合支援法に基づく「指定相談支援事業所あんど」の指定を受ける。
- 2018年 3月 厚生労働省・国土交通省共催「居住支援全国サミット」において、先進事例として事例報告を行う。
- 2018年 6月 千葉県より住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受ける。



Support your life

くらしの安心 & 家賃の保証
株式会社あんど

〒273-0011 千葉県船橋市湊町2-5-4 藤代ビル302

TEL:047-404-1940 FAX:047-404-1930

<https://and.care/> funabashi@and.care